

環 境 課

環境課では、廃棄物の適正処理や廃棄物の不法投棄防止、大気や水質環境の保全、公害の監視・指導、光化学スモッグによる被害の未然防止、環境活動・環境教育の推進等、「さわやか・やまなし」の実現に向けた業務を分掌している。また、本県と神奈川県との行政・事業者・住民の協働により桂川・相模川流域の環境保全を推進する、「桂川・相模川流域協議会」の業務も所管している。

1 環境活動推進事業

- (1) 環境保全活動支援事業費補助金制度
- (2) 桂川・相模川流域協議会
- (3) やまなしエコティーチャーの派遣
- (4) 地球温暖化対策実行計画
- (5) やまなしエコライフ県民運動推進事業
- (6) やまなしクリーンキャンペーンの推進
- (7) 環境教育
 - ①水生生物調査

2 公害対策事業

- (1) 大気保全
 - ①大気汚染防止のための規制
 - ②大気汚染状況の常時監視
 - ③光化学スモッグ緊急時対策等
- (2) 水質保全
 - ①水質汚濁防止のための規制
 - ②浄化槽関係
 - ③地下水資源保護及び地盤沈下防止対策
- (3) 土壌汚染対策
- (4) ダイオキシン類対策

3 廃棄物対策事業

- (1) 廃棄物の適正処理推進
 - ①一般廃棄物関係
 - ②産業廃棄物関係
- (2) リサイクルの推進
 - ①容器包装リサイクル
 - ②家電リサイクル
 - ③自動車リサイクル
 - ④建設リサイクル関係

4 温泉保護適正利用事業

5 そ の 他

- (1) 公害等苦情対応
- (2) 廃棄物対策連絡協議会の運営
- (3) 山梨県富士五湖の静穏の保全条例に基づく町村別船舶届出数
- (4) 環境放射能の定点調査

1 環境活動推進事業

「さわやか・やまなし」の実現に向け、環境対策の勉強会へのやまなしエコティーチャーの派遣や市町村事業への助成及びごみ減量・リサイクル推進キャンペーン等の事業を実施した。また、山梨・神奈川両県の行政、市民及び事業者の各主体が協働して実施する桂川・相模川流域の環境保全活動について、本県における事務局業務を所管している。

(1) 環境保全活動支援事業費補助金制度

自発的かつ積極的な環境保全事業を推進するため、市町村、一部事務組合等が実施するこれらの事業に係る経費に対して予算の範囲内で補助金を交付している。平成27年度の実績は次のとおり。

平成27年度実績

市町村名	事業内容	県補助額(千円)
大月市	アダプト・プログラム推進事業	155
合計		155

(2) 桂川・相模川流域協議会

平成7年度から9年度までの3か年、山梨県と神奈川県で協働し、流域の住民・事業者・市町村等の参画を得て、「桂川・相模川流域保全事業」を実施し、将来に渡って流域の環境が良好な状態で保全されるための方策を検討した。この結果、平成10年1月に長期的な行動指針である「アジェンダ21桂川・相模川」を策定し、さらに、これを推進するため、市民・事業者・行政の三者の参加により「桂川・相模川流域協議会」が設立された。

当所においては、当協議会及び協議会の地域活動を担う「桂川・東部地域協議会」の事務局事務を所管している。

また、平成27年4月1日から桂川源流地域協議会が新たに設立された。

桂川・相模川流域協議会 平成27年度事業の概要

事業内容	開催回数・参加人数
協議会会議開催 (総会、幹事会(10回)、専門部会(5回)、市民部会(8回)、事業者部会、行政部会、桂川・東部地域協議会(5回)、桂川源流地域協議会準備委員会(5回)、桂川・相模川さがみ地域協議会(5回)、相模川湘南地域協議会(12回)、相模川よこはま地域協議会(5回))	58回
流域内のクリーンキャンペーンに係る啓発、支援	40,659人
流域シンポジウム 「桂川から相模川へ清く豊に川は流れる」をテーマに大月市にて開催	約200人
ホームページの運営事業(アクセス回数)	3,160回
環境調査事業(魚道調査、身近な水環境一斉調査等)	143地点
会報誌作成、年報作成	計3回

(3) やまなしエコティーチャーの派遣

地域や学校で開催される環境保全に関する研修会や観察会等へやまなしエコティーチャーを派遣することにより、地域の環境保全意識の高揚と環境保全活動の推進を図ることを目的とした制度で、平成27年度には次の研修会にエコティーチャーを派遣した。

平成27年度事業 3回 35,460円補助

申込者	研修内容
楽しく歩く会	富士のすそのを歩こう（自然散策）
学校法人 青藍幼稚園	エコ教室（環境教育）
都留市立 禾生第一小学校	愛 can do it.（環境教育）

(4) 山梨県地球温暖化対策実行計画

地球温暖化防止に向けた県民運動を展開していくため、広く県内の各主体を対象に、温暖化対策に関する情報を提供するとともに、地域・家庭において普及啓発や実践活動へのアドバイスを行う「山梨県地球温暖化防止活動推進員」を委嘱し、同推進員の活動を通じ、市町村、団体などを支援する。

(5) やまなしエコライフ県民運動推進事業

日々の生活の中で実践できるエコ活動を「やまなしエコライフ県民運動」として提唱し、県民一人ひとりがこの運動への参加を通じて自らの生活行動を見直し、環境にやさしいライフスタイルへ転換することにより、県民共有の長期ビジョンとして掲げた「CO2ゼロやまなし」の実現を図ることを目的とする。

(6) やまなしクリーンキャンペーンの推進

快適な生活環境と美しい自然環境を保全するために、6月5日（環境の日）を中心に、管内主要箇所において県民や観光客等に啓発物品を配布し、ごみの減量とリサイクルの促進を呼びかけている。平成27年度は次のとおり「ゴミ減量・リサイクルキャンペーン」を実施した。

平成27年度事業

実施ヶ所	3ヶ所
参加人数	34人

(7) 環境教育

①水生生物調査

河川の長期的な水質は、水の中に棲む生き物を調べるにより把握する事ができる。水生生物を指標として身近な河川の水質を判定する水生生物調査を、毎年多くの小中学生の協力を得て行い、河川の水質保全の必要性や水質汚濁原因を再認識する場となっている。平成27年度の結果は次のとおりである。

平成27年度調査結果

実施主体	調査河川	調査結果	(水質階級)
都留市立都留文科大学附属小学校	菅野川(大津橋上流)	I	I きれいな水
道志村立 道志中学校	道志川(池之原橋付近・柳瀬橋付近)	I	II 少しきれいな水
大月市立大月西小学校	真木川(真木温泉下)	I	III きたない水
大月市立七保小学校	葛野川(宮古橋下流)	I	IV 大変きたない水
小菅村立小菅中学校	小菅川(小菅橋上流)	I	

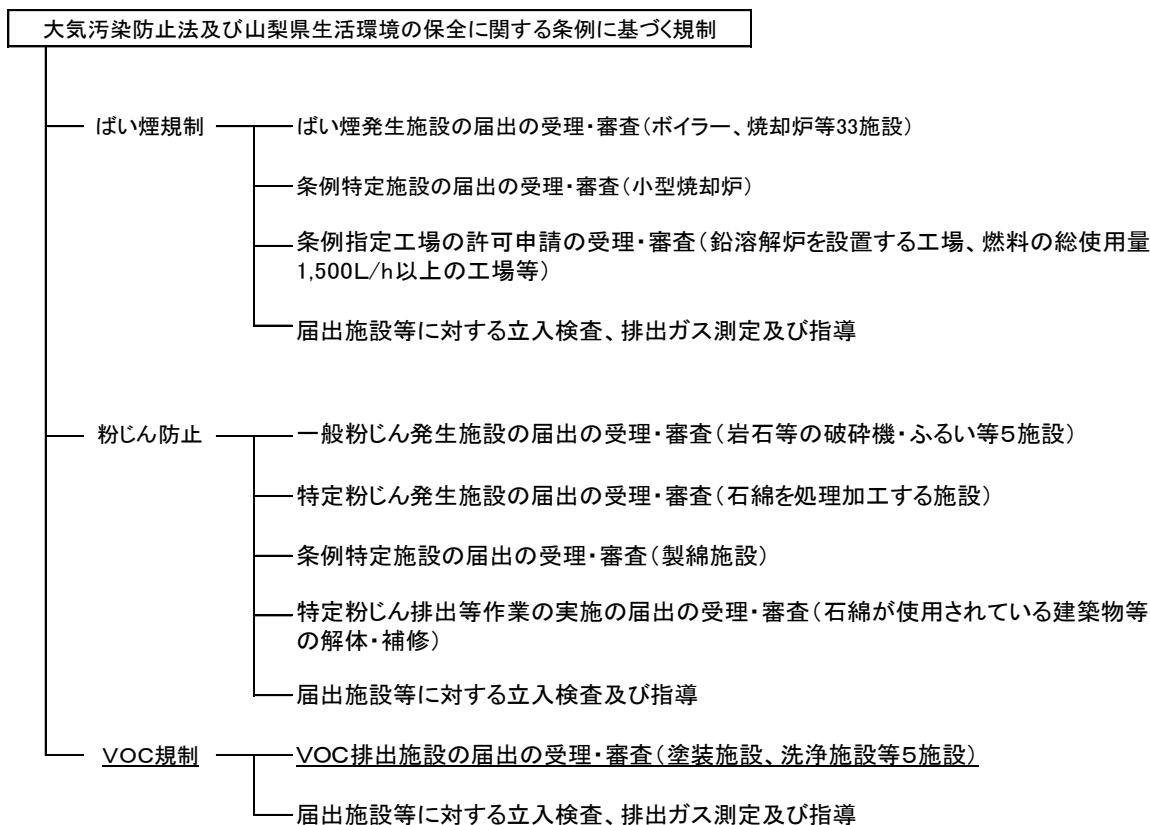
2 公害対策事業

水質汚濁防止法、大気汚染防止法等に基づく諸施設に対して立入検査を実施し、公害の発生防止に努めている。

(1) 大気保全

①大気汚染防止のための規制

大気汚染防止法等により「ばい煙」、「揮発性有機化合物」及び「粉じん」の排出抑制を行っている。



(注) VOCとは、揮発性有機化合物(volatile organic compounds)をいう。
下線部については、森林環境部大気水質保全課で執り行っている。

大気汚染に係る特定施設等に係る届出状況

平成27年度

種別		設置届(申請)	構造等変更届(申請)	使用届	実施届	廃止届	氏名等変更届	承継届
大 防 法	ばい煙	11				15	10	2
	一般粉じん						1	
	特定粉じん 排出等作業				12			
県 条 例	ばい煙						2	
	粉じん							
	指定工場		3					
合 計		11	3	0	12	15	13	2

大気汚染に係る特定施設等の設置状況

平成28年3月末現在

種別 市町村名	大気汚染防止法							山梨県生活環境の保全に関する条例				
	ばい煙発生施設				一般粉じん発生施設			特定施設			指定工場	
	ボイラー	廃棄物焼却炉	カスタービン・ディーゼル機関	その他	事業所数	堆積場等	事業所数	ばい煙	粉じん	事業所数	有害	1500L/h以上
都留市	52	1	4	10	33	33	5	3	14	9		
大月市	26	3	15	4	28	90	4		7	3		
上野原市	21	2	10	2	21	11	3	1	9	7	1	
道志村												
西桂町	3				3			1	1	2		
小菅村	2				1				1	1		
丹波山村	2		1		2	1	1					
富士吉田市	92	4	11	4	61			1	25	11		
忍野村	84		12		11			1	11	4		1
山中湖村	75	2	3		44							
富士河口湖町	128		5	4	64	11	10		5	3		
鳴沢村	29				17			1		1		
合 計	514	12	61	24	285	146	23	8	73	41	1	1

大気汚染に係る特定施設等への立入検査等の状況

平成27年度

種別		区分	立入検査数	検体採取数	基準違反数	改善指導数	改善勧告数	改善命令数
大 防 法	ばい煙		77	6				
	一般粉じん							
	特定粉じん 排出等作業		12					
県 条 例	ばい煙		0					
	粉じん							
	指定工場							
合 計			89	6				

②大気汚染状況の常時監視

当事務所管内における大気汚染状況の常時監視は都留測定局、大月測定局、上野原測定局、吉田測定局及び笹子移動局で実施している。（笹子移動局については平成28年3月18日に設置）

大気汚染状況常時監視測定局の設置場所及び測定項目（平成27年度）

局名	設置場所	測定項目							
		SO ₂	CO	SPM	PM2.5	NO ₂	O _x	NMHC	WDWS
都留	南都留合同庁舎			○		○	○		○
大月	北都留合同庁舎	○		○	○	○	○	○	○
上野原	上野原市役所			○		○	○		○
吉田	富士吉田合同庁舎	○		○	○	○	○		○
移動局 笹子	笹子公民館					○	○		

③光化学スモッグ緊急時対策等

光化学スモッグに関する緊急時の措置については、「山梨県光化学スモッグ緊急時対策要綱」により定められている。上野原市や大月市などの当事務所管内における注意報の発令状況については次のとおりである。

光化学スモッグ注意報の発令日数等（平成27年度）

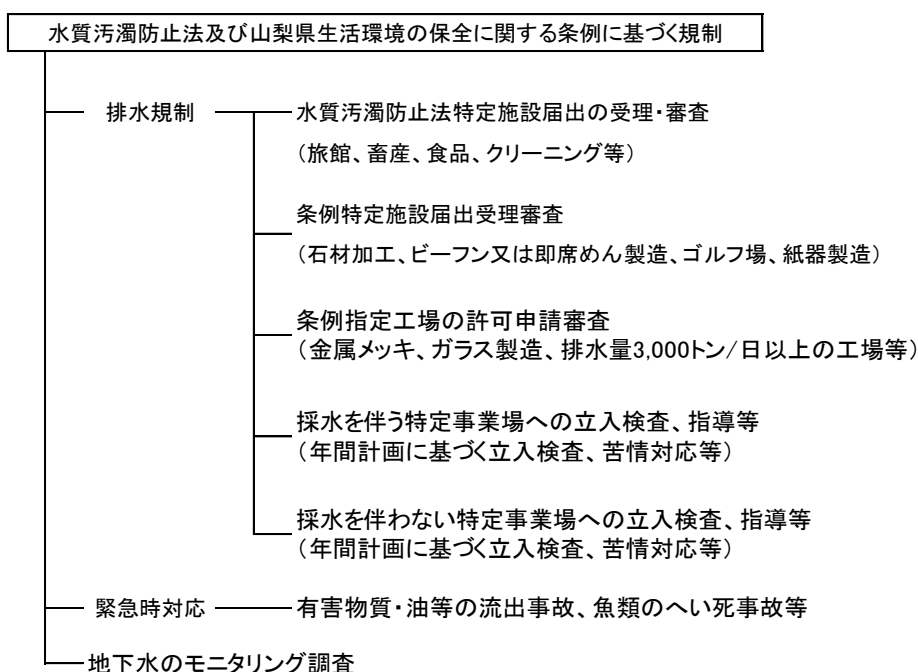
地域	注意報発令日数	予報発令日数	人的被害の届出数
大月・上野原	1 (6)		
吉田・都留	1 (2)		
合計*	1 (6)		

合計は延べ日数、()内は前年度の状況

(2) 水質保全

①水質汚濁防止のための規制

水質汚濁防止法及び山梨県生活環境の保全に関する条例に基づき、工場・事業場の排水規制を実施している。



水質汚濁に係る特定施設等に係る届出状況

平成27年度

種別	設置届 (申請)	構造等変更届 (申請)	使用届	廃止届	氏名等 変更届	承継届
水質汚濁防止法	33	11	0	14	18	11
県 条 例	特定施設					
	指定工場		4		2	1
合計	33	15		14	20	12

水質汚濁に係る特定施設等の設置状況

平成28年3月末現在

種別	水 質 汚 濁 防 止 法									山梨県生活環境の保全に関する条例		
	畜 産 関 係	食 品 関 係	生 コン ・ 砂利	メ ッキ ・ 表面 処理	旅 館 業	ク リ ー ニ ン グ 業	廃 棄 物 関 係	そ の 他	合 計	特 定 施 設	指 定 工 場	合 計
市町村名												
富士吉田市	3	66	2	3	76	40	1	79	270		2	2
都留市	10	31	6	7	29	12	-	62	157		3	3
大月市	4	28	6	4	62	10	1	23	138	2	1	3
上野原市	2	19	7	6	49	7	-	27	117		2	2
道志村	1	4	1	-	85	-	-	1	92			-
西桂町	-	10	-	1	3	-	-	7	21			-
忍野村	1	12	1	1	96	1	-	4	116			-
山中湖村	1	8	2	-	460	5	1	11	488			-
鳴沢村	-	5	-	1	33	-	-	7	46	2		2
富士河口湖町	17	22	6	1	452	11	-	32	541	3	1	4
小菅村	-	1	2	-	22	-	-	3	28			-
丹波山村	-	2	-	-	23	-	-	1	26			-
合計	39	208	33	24	1,390	86	3	257	2,040	7	9	16

水質汚濁に係る特定施設等への立入検査等の実施状況

平成27年度

種別	区分	施設数	立入 検査数	検体 採取数	基準 違反数	改善 指導数	改善 勧告数	改善 命令数
水質汚濁防止法		2,040	91	67	7	5	1	
県 条 例	特定施設	7						
	指定工場	9	6	7		1		
合計		2,056	97	74	7	6	1	0

②浄化槽関係

市町村毎の浄化槽の設置基数、保守点検業者の登録状況は次のとおりである。また、浄化槽法に基づき、浄化槽設置者及び保守点検業者への立入検査を実施し、生活環境の保全に努めている。

浄化槽設置基数及び保守点検業者登録数

平成28年3月末現在

市町村名	浄化槽設置基数	浄化槽保守点検登録業者数	市町村名	浄化槽設置基数	浄化槽保守点検登録業者数
富士吉田市	11,049	12	鳴沢村	3,617	1
都留市	4,992	3	富士河口湖町	6,044	12
大月市	4,843	6	小菅村	26	0
上野原市	3,480	4	丹波山村	30	0
道志村	470	3			
西桂町	427	1			
忍野村	1,129	1			
山中湖村	5,081	0	計	41,188	43

国の交付金制度による浄化槽設置状況

平成28年3月末現在

区分	実施市町村	設置基数(累計)	(平成27年度設置数)
浄化槽設置整備事業	富士吉田市	1,767	74
	都留市	1,395	53
	大月市	848	40
	上野原市	948	42
	西桂町	142	7
	忍野村	139	7
	鳴沢村	1,196	13
	富士河口湖町	614	12
	合計	7,049	248
浄化槽市町村推進事業	道志村	463	-
	合計	463	0

(浄化槽設置整備事業)

(浄化槽設置整備事業)

下水道事業計画の認可区域以外の地域における生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、設置費用の一部を助成し整備を図っている市町村に対し、国及び県が費用の1/3ずつを補助する。

(浄化槽市町村設置整備事業)

下水道事業計画の認可区域外の地域で生活排水処理を緊急に促進する必要がある地域において、市町村が設置主体となり整備を図っている事業費に対し、国が1/3を補助し受益者が1/10を負担する。浄化槽は使用者に貸し出し、使用料を徴収する。

平成27年度浄化槽設置届出及び立入検査状況

届出件数	立入検査数	水質検査数	改善指導数
435	47	41	0

平成27年度浄化槽保守点検業者の立入検査状況

登録業者数	立入検査数	改善指導数
43	12	0

③地下水資源保護対策

重要な資源である地下水を保護するため、健全な水循環の維持に資することを目的とした「山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例」を定め、揚水設備設置者に対して必要な指導を行っている。

届出対象揚水設備・・・揚水機の吐出口の断面積が6平方センチメートルを超える揚水設備

届出対象地域・・・県内全域(ただし市町村で条例を定めている場合は、市町村条例を適用)

条例を定めている市町村(富士・東部管内のみ)

富士吉田市、忍野村、鳴沢村、富士河口湖町

(3) 土壤汚染対策

土壌中の有害物質は、大気中や水中と比べ移動しにくく、拡散・希釈されにくいいため、人が汚染された土壌に暴露しないよう適切な措置を講ずる必要がある。土壤汚染対策法にもとづく届出状況については次のとおりである。

土壤汚染対策法に基づく調査の施行状況

関係条	施行内容	件数
第3条	有害物質使用特定施設の使用が廃止された件数	3 (70)
	上記のうち、施設設置者以外に土地の所有者がある場合(通知件数)	1 (20)
	土壤汚染状況調査の結果報告件数	2 (14)
	土壤汚染状況調査を実施中の件数 ※	0 (-)
	都道府県知事の確認により調査猶予がされた件数	2 (45)
	上記確認の手續中の件数 ※	0 (-)
	法施行規則附則第2条の経過措置適用件数	0 (0)
	その他(調査を実施するか、確認の手續きをするか検討中等)※	0 (-)
	法第3条調査の結果から指定区域として指定した件数	1 (4)
第4条	一定の規模以上の土地の形質の変更届出の件数	25 (131)
	調査命令を発出した件数	0 (0)
	土壤汚染状況調査の結果報告件数	0 (0)
	土壤汚染状況調査を実施中の件数 ※	0 (-)
	法第4条調査の結果から指定区域として指定した件数	0 (0)
第5条	調査命令を発出した件数	0 (0)
	土壤汚染状況調査の結果報告件数	0 (0)
	土壤汚染状況調査を実施中の件数 ※	0 (-)
	法第5条2項に基づき知事が自ら調査した件数	0 (0)
	法第5条調査の結果から指定区域として指定した件数	0 (0)
第6条	要措置区域として指定した件数	0 (1)
	要措置区域として指定したが土壤汚染が除去(全部)され全部解除した件数	0 (0)
	要措置区域として指定したが土壤汚染が除去(一部)され一部解除した件数	0 (0)
第7条	措置命令の発出件数	0 (0)
第9条	土地の形質を変更しようとする届出件数(法第9条第1項)	0 (3)
	指定時に既に着手されていた土地の形質変更についての届出件数(法第9条第2項)	0 (0)
	非常災害のための応急措置についての届出件数(法第9条第3項)	0 (0)
第11条	形質変更時要届出区域として指定した件数	2 (5)
	形質変更時要届出区域として指定した土壤汚染が除去(全部)され全部解除した件数	2 (3)
	形質変更時要届出区域として指定した土壤汚染が除去(一部)され一部解除した件数	0 (0)
第12条	形質変更時要届出区域内における形質変更届出件数	2 (4)
	経過措置による土地の形質変更についての届出件数	0 (0)
	非常災害のための応急措置についての届出件数	0 (0)
第14条	自主調査により基準を超過した土地の指定の申請件数	1 (4)
第16条	汚染土壌の搬出時の届出の受理	2 (3)
その他	法改正(平成22年3月31日)までに指定区域に指定された後、指定が解除された件数	0 (3)

※平成28年3月末現在

注 ()内の数値は、法施行日(平成15年2月15日)以降、平成28年3月末までの累計

(4) ダイオキシン類対策

平成12年1月施行された、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出状況については次のとおりである。

ダイオキシン類に係る特定施設等に係る届出状況

平成27年度

種別	設置届	構造等変更届	使用届	廃止届	氏名等変更届	承継届
大気関係	0	0	0	1	2	0
水質関係	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	1	2	0

ダイオキシン類に係る特定施設等の設置状況

平成28年3月末現在

種別 市町村名	大気関係			水質関係		事業所数
	廃棄物焼却炉	アルミ溶解施設	その他	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設	その他	
都留市	4					4
大月市	3					1
上野原市	3					2
西桂町	1					1
富士吉田市	5			1		2
忍野村	1					1
山中湖村	2			1		1
鳴沢村	1					1
富士河口湖町	1					1
合計	21	-	-	2	-	14

ダイオキシン類に係る特定施設等への立入検査等の状況

平成27年度

種別	立入検査数	採取検体数	基準違反数	改善指導数	改善勧告数	改善命令数
大気関係	9	1	-	-	-	-
水質関係	3	-	-	-	-	-
合計	12	1	-	0	-	-

3 廃棄物対策事業

廃棄物の適正処理を推進するため、排出事業者、廃棄物処理業者及び廃棄物処理施設の監視・指導を行うとともに、廃棄物の不法投棄の監視及び撤去を行った。

(1) 廃棄物の適正処理推進

①一般廃棄物関係

市町村が設置するごみ処理施設、し尿処理施設等に対して、定期的に立入検査を行い、施設の維持管理に係る記録等の法令遵守状況を確認するとともに、指導・助言を行った。

ア) 市町村

一般廃棄物処理施設の設置状況(市町村)

平成28年3月末現在

市町村名	ごみ焼却施設	粗大ごみ処理施設	リサイクルプラザ	ごみ燃料化施設	埋立処分施設	し尿処理施設
都留市、大月市	1		1		1	1
上野原市	1		1			1
富士吉田市	1		1			1
山中湖村	1		1			
富士河口湖町		1				2
計	4	1	4		1	5

施設数及び立入検査状況

平成27年度

種別	施設数	立入検査数	指導数	焼却灰・水質 検査数	焼却灰・水質 不適数
ごみ処理施設	4	2			
し尿処理施設	5	5		5	

イ) 民間

一般廃棄物処理施設(民間)

平成28年3月末現在

	焼却施設	粗大ごみ処理 施設	資源化施設	その他
施設数		4	4	8

施設数及び立入検査状況

平成27年度

種別	施設数	立入検査数	指導数	焼却灰・水質 検査数	焼却灰・水質 不適数
ごみ処理施設	4	12	2		
し尿処理施設					

②産業廃棄物関係

産業廃棄物については、排出事業者及び処理業者に対し適正処理の徹底について指導している。

また、不法投棄防止対策として、夜間・休日パトロールや市町村と連携した定期的な監視を行うとともに、必要に応じて管轄警察署と連携を図る中で、不法投棄防止のために強力に監視指導を行っている。

ア)産業廃棄物処理業許可及び立入検査数

種 別	※許可事業者数	立入検査数	改善指導数
産業廃棄物収集運搬業者	168	44	25
産業廃棄物処分業者	23	29	13
特別管理産業廃棄物収集運搬業者	11	3	1
特別管理産業廃棄物処分業者	2	1	
計	201	77	39
産業廃棄物処理施設	14	8	6
産業廃棄物排出事業者	-	194	39

※許可事業者数は、平成28年3月末現在

種 別	※2 施設数	立入検査数	改善指導数
最終処分場 ※1	-	-	-

※1 設置の際、許可等が不要であった施設

イ) 行政処分

行政処分の種類	違反事由	被命令者(種別)

※被命令者(種別)欄の入力は、次の記号とおり。

A:産業廃棄物収集運搬業者

B:産業廃棄物処分業者

C:特別管理産業廃棄物収集運搬業者

D:特別管理産業廃棄物処分業者

E:産業廃棄物処理施設

F:産業廃棄物排出事業者

G:最終処分場(設置の際、許可等が不要であった施設)

(2)リサイクルの推進

①容器包装リサイクル

ペットボトルやプラスチック容器の再商品化が「容器包装リサイクル法」の一部施行に伴い平成9年4月から始められ、平成12年4月に法律が完全施行され対象を紙製品類などまで拡大した。再商品化の義務は容器包装を利用した中身を製造する製造業、容器包装を生産・販売した製造業者に課せられた。

②家電リサイクル

平成13年4月に法律が完全施行された。この法律により製造業者にはリサイクルの義務が、小売業者には排出者から引き取った廃家電を製造業者に引き渡す義務が課せられ、また、消費者はリサイクル料を負担するという役割分担を担うことになった。

③自動車リサイクル

平成17年1月に法律が完全施行された。自動車製造業者等及び関連事業者による使用済自動車の引取り及び引渡し並びに再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講ずることにより、使用済自動車に係る廃棄物の減量並びに再生資源及び再生部品の十分な利用等を通じて、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図る。引取業者及びフロン類回収業者は登録制。解体業者及び破砕業者は許可制。

業種別事業者数及び立入検査数・指導数

	登録・許可業者数	立入検査数	改善指導数
引取業者	110	7	2
フロン類回収業者	27	6	2
解体業者	12	4	1
破砕業者	5	1	0
合計	154	18	5

※登録・許可業者数は平成28年3月末現在

④建設リサイクル関係

平成14年5月に法律が完全施行された。建設解体廃棄物を中心にコンクリート、アスファルト、木材などの特定建設資材を用いた建築物を解体する際に、廃棄物を現場で分別解体し、資材ごとに再資源化することを解体業者に義務づけた。解体現場への立入は春と秋に実施した。

建設リサイクル法に基づく立入検査数・指導数

平成27年度

立入検査数	うち非飛散性石綿保有施設数		改善指導数	うち業務用冷凍空調機器保有施設数	
	うち非飛散性石綿保有施設数	うち業務用冷凍空調機器保有施設数		うち非飛散性石綿保有施設数	うち業務用冷凍空調機器保有施設数
38	3	0	11	0	0

※立入検査は、管轄建設事務所と合同で実施

4 温泉保護適正利用事業

当管内は、全国的な温泉ブームや温泉掘削技術の進歩により、近年源泉や利用施設が少しずつ増加している。温泉法に基づく施設数、許可申請件数及び監視件数は次のとおりである。

源泉・利用施設及び許可件数

平成28年3月末現在

市町村名	源泉数	利用施設数	平成27年度許可件数			市町村名	源泉数	利用施設数	平成27年度許可件数		
			掘削等	動力	利用				掘削等	動力	利用
都留市	1	1	1		1	富士吉田市	3	6(1)	1		1
大月市	2	2				忍野村	2	0			
上野原市	2	2				山中湖村	6	22(2)			1
道志村	3	2				富士河口湖町	9	81(2)	2		3
西桂町	0	1				鳴沢村	1	2			
小菅村	3	3(1)									
丹波山村	3	5			1	計	35	127(6)	4	0	7

()内は温泉スタンド

※掘削等…掘削、増掘、採取許可、ガス濃度確認申請掘削許可の内1件は富士河口湖町と富士吉田市にまたがるため共に1件を計上している

源泉・利用施設立入検査数

平成27年度

	源泉	利用施設
件数	15	14

5 その他

(1) 公害等苦情対応

住民等から申し立てのあった公害に係る苦情等については、申し立て内容の確認調査並びに必要な場合は原因の調査及び改善の指導等を行っている。平成27年度に処理した苦情の状況は次のとおりである。

公害等苦情対応

平成27年度

	大気	水質	廃棄物	その他	合計
件数	3	4	0	3	10

(2) 廃棄物対策連絡協議会の運営

廃棄物の適正処理の普及・啓発事業及び不法投棄防止を目的として、平成3年に県、管内市町村及び警察署など、関係行政機関により設立された廃棄物対策連絡協議会は、平成18年度に東部地域と富士北麓地域が統合し「富士・東部地域廃棄物対策連絡協議会」となり、専任の廃棄物監視員による監視、不法投棄物の撤去及び処理、一斉パトロール等を実施している。

平成27年度の事業については次のとおりである。

監視員 パトロール状況

平成27年度

監視延日数	不法投棄確認箇所数	不法投棄確認量(t)	撤去量(t)
452	248	53	19

(3) 山梨県富士五湖の静穏の保全条例に基づく町村別船舶届出数

平成28年3月末現在

区分	山中湖村	富士河口湖町	身延町	計
モーターボート	3,421	11,391	52	14,864
水上オートバイ	6,866	8,505	341	15,712
計	10,287	19,896	393	30,576

(4) 環境放射能の定点調査

福島第1原子力発電所の事故による放射性物質の放出に伴う県民の放射性物質に対する不安感を払拭するため、空間放射線量率を測定し、公表している。

調査地点：南都留合同庁舎 駐車場

調査日：毎月第3月曜日（平成23年11月開始）

調査結果：0.030～0.045 μ Sv/hの範囲（計12回測定）